

# 平成21年第6回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成21年11月19日（木曜日）

## 議事日程（第1号）

平成21年11月19日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第171号から議案第187号まで
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）  
議案第171号から議案第177号まで、議案第183号  
（市民厚生常任委員会付託案件）  
議案第178号から議案第180号まで、議案第184号から議案第186号まで  
（産業建設常任委員会付託案件）  
議案第181号、議案第182号、議案第187号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（28名）

1番	松本正勝	君	2番	中川直美	君	
3番	中村剛一	君	4番	白杵克身	君	
5番	金田淳一	君	6番	浜田正敏	君	
7番	廣瀬	擁	君	8番	小田純一	君
9番	小杉邦男	君	10番	大桃一浩	君	
11番	中川隆一	君	12番	岩崎隆寿	君	
13番	中村良夫	君	14番	若林直樹	君	
15番	田中文夫	君	16番	金子健治	君	
17番	村川四郎	君	18番	佐藤孝	君	
19番	金光英晴	君	20番	猪股文彦	君	
21番	川上龍一	君	22番	本間千佳子	君	
23番	金子克己	君	24番	根岸勇雄	君	
25番	近藤和義	君	26番	祝優雄	君	
27番	加賀博昭	君	28番	竹内道廣	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
会計管理者	本間佳子君	総務部長	齋藤英夫君
企画財政部長	齋藤元彦君	市民環境部長	金子優君
福祉保健部長	佐々木正雄君	産業観光部長	金子晴夫君
建設部長	田畑孝雄君	総務部長 (総務課長)	中川義彦君
企画財政部長 (財政課長)	本間進治君	市民環境部長 (市民生活・環境課長)	木下良則君
福祉保健部長 (社会福祉課長)	新井一仁君	産業観光部長 (観光課長)	計良範龍君
建設部長 (建設課長)	渡邊正人君	教育長	渡邊剛忠君
教育次長	山本充彦君	両津病院 管理部長	菊地賢一君
消防長	加藤貴一君	福祉保健部 健康推進課長	川上博司君
産業観光部長 (農林水産課長)	服部幸一君	教育委員会 学校教育課長	児玉功君

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査係	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第6回佐渡市議会臨時会を開会をいたします。  
これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、4番、臼杵克身君及び5番、金田淳一君を指名をいたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。  
金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

- 議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今臨時会の会期日程についてご報告いたします。  
去る11月17日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。  
会期につきましては、本日1日といたします。  
この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行い、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行い、審査終了次第、委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上であります。

- 議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

日程第3 議案第171号から議案第187号まで

- 議長（竹内道廣君） 日程第3、議案第171号から議案第187号までを一括議題といたします。  
市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。議案提案をする前に一言、今回加茂湖のカキ異常へい死による被害を受けられた皆さんに心からお見舞い申し上げます。佐渡市といたしましても、今後再建について支援を行っていくつもりでございます。

それでは、議案に入ります。議案第171号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、佐渡汽船株式会社が本年5月30日から約2カ月間実施したカーフェリーの本土発乗用車往復運賃割引事業に対する財政支援の交渉において適切な対応ができなかったことにより、行政運営に混乱を招く事態となったことから、自らを戒めるため、平成21年12月1日から平成22年2月28日までの間における佐渡市長の給料月額を佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とすることの条例の制定であります。

議案第172号から議案第174号までは関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第172号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第173号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第174号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上3議案は、本年8月の人事院勧告を踏まえ、市議会議員、特別職及び教育長の期末手当に関し、関係する条例の一部改正を行うものであります。改正内容は、本年12月の支給月数を0.1月引き下げること、翌年度については年間の支給月数を本年度と同様に引き下げるものであります。なお、佐渡市特別職報酬等審議会においても、人事院勧告に準じて実施することが妥当であるとの報告をいただいております。

議案第175号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、本年8月の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。主な改正内容は、本年12月から医師及び若年層を除く給料表の引き下げ及び自宅に係る住居手当の廃止、12月の期末手当等の支給月数を0.15月引き下げること、翌年度については期末手当等の年間の支給月数を本年度と同様に引き下げること、一月60時間を超える時間外勤務に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、その引き上げ分の手当の支給にかえて、勤務することを要しない日または時間を指定できる制度の新設であります。

議案第176号 真野小学校校舎改築（建築）工事請負契約の変更について。本案は、平成19年度議案第93号において議決を経た真野小学校校舎改築に係る工事請負契約について、契約金額を変更する契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第177号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6億9,852万円を追加し、予算総額を466億7,565万8,000円とするものであります。補正内容は、歳入では国県支出金、分担金及び市債の増額計上と財政調整基金繰入金の減額計上、歳出では佐渡市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の減額計上と10月の台風18号被害に係る災害復旧経費並びに新型インフルエンザ対策としての予防接種に係る経費を予算計上するものであります。

議案第178号から議案第185号までの議案につきましては、いずれも一般職の給与に係る条例の一部

改正を伴う人件費の減額計上であります。

議案第178号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ36万7,000円を減額し、予算総額を72億1,084万6,000円とするものであります。

議案第179号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ21万6,000円を減額し、予算総額を7億5,925万4,000円とするものであります。

議案第180号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ76万8,000円を減額し、予算総額を66億3,178万6,000円とするものであります。

議案第181号 平成21年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ108万9,000円を減額し、予算総額を18億6,305万2,000円とするものであります。

議案第182号 平成21年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ161万6,000円を減額し、予算総額を45億4,759万9,000円とするものであります。

議案第183号 平成21年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ46万9,000円を減額し、予算総額を2億3,362万8,000円とするものであります。

議案第184号 平成21年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ280万2,000円を減額し、予算総額を4億7,342万8,000円とするものであります。

議案第185号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ290万6,000円を減額し、予算総額を6億3,037万円とするものであります。

議案第186号 平成21年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的支出において951万7,000円を減額し、収益的支出の累計予算額を24億9,794万4,000円とするものであります。

議案第187号 平成21年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、収益的収入及び支出について、支出の既決予定額を130万2,000円を減額し、支出総額を10億7,951万7,000円に、資本的収入及び支出について、支出の既決予定額を16万円減額し、支出総額を15億4,066万4,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第171号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第171号についての質疑を終結いたします。

議案第172号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついでに質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 議員のボーナスをカットするという、わかりやすく言うところのことなのでございますが、一体これによって減額される金額は幾らなのか。これが予算上ではちょっとはつきり読み取れないので、お聞きしておきますが、どういう金額になるわけですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の改正によりまして、議員の減額であります。今回0.1月の減ということになりますので、議員1人当たり3万935円の減額という形になります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第172号についての質疑を終結いたします。

議案第173号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第173号についての質疑を終結いたします。

議案第174号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第174号についての質疑を終結いたします。

議案第175号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 今ほどの説明の中で、60時間を超える時間外については増額になるということだったのですが、もう少しこれわかりやすく説明していただきたいのですが。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の改正の中に一部労働基準法の改正に伴う部分がございます。これについて、施行は22年の4月1日からということになりますが、この法律に、労働基準法の改正による法律によりまして、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げることが基本になっておりまして、その引き上げということにつきましては、支給割合の引き上げ分の支給にかえて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または代休を指定することができるということを新設をするというもの

であります。

1つ目として時間外勤務の支給割合の引き上げということではありますが、通常ですと、60時間内外にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125ということではありますが、25を加えて、100分の150、それから夜間につきましては100分の175を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給するというものであります。先ほど申し上げました代休という仕組みを与えることによりまして、その分については代休をもって指定することができるということでもあります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 毎回こういうことを言うのですけれども、もう地域主権と言われるときに、国から言われれば何でも、はいはい、はいはいと聞くというのは間違っているのではないかと思う。この佐渡市の状況を踏まえて考えなければいかぬ。そうすると、佐渡市の職員は普通の6万市の3倍近くいるのだとすれば、フレックスタイムの導入を条例化したらどうなのですか。これ、それもあわせてやれば、今のようことが市民には非常にわかりやすい。例えば夜、会合がある。その場合は、昼から出てくれば残業をつけなくてもいいと何回も言っても、そういうことを少しも検討していないのではないかと思うのですが、この条例を出すとき、そういう検討されましたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

その関係につきましては、先般も猪股議員からそういうご質問等あったわけではありますが、我々としては時間外勤務にかわるものとして代休制度を設けております。当然ながらあらかじめわかる勤務時間、その日の勤務時間があらかじめわかる部分については、時間の組みかえということの中で対応しておる。そういう形でこれまでも取り組んでおるし、これからもそういう形で進めていきたいというふうに思っております。フレックスタイムの制度、仕組み等については、今検討しながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今地域経済が冷え込んでいる中での佐渡全体で見ると給与所得の減額になるわけですが、今回、前回は県全体では50億円ぐらいというふうに言われたのですが、今回の影響額、総額では幾らになるのか。それと、1人の職員平均で幾ら下がるのか、お尋ねをしたい。

2番目には、先ほど市長の説明にもありましたが、若年層と医師を除くということが今回人勤になっていますが、その人数はどのぐらいになっているのか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の人事院勧告の減額に伴いましての給与費の減額ではありますが、一般職の一般会計におきましては人件費として7,582万8,000円という形になっております。

それから、対象の人数であります。対象の人数につきましては、先ほどお話をさせていただきましたように、若年層と医師については対象外ということでありまして、全体の中では75.8%の方が引き下げの対象になるということで、対象人数は全部の職員数含めまして、1,460人中1,107人が引き下げの対象になるということであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 1人職員平均で幾ら下がるのかをお教え願えますか。

それと、もう一つは、教えていただきたいのですが、今ほど一般会計で7,520万余りの給与が全体で下がるということは、結局地域経済全体で見ると、私、給与所得下がるわけですから、冷え込む原因になると思うのです。そういう意味でいうと、これ下がるのは本来予定していなかったから、7,500万円余りは違う意味での経済投資効果に振り向けることができるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。2つのご質問ありました。

まず、初めの1人当たりの減額であります。年収にいたしまして1人当たり12万3,000円の減額という形になります。これにつきましては、5月にも1回減額をしております。そのときは6万5,000円、今回は5万8,000円という形になります。

それから、今回の一般会計7,500万というふうに申し上げましたが、これはあくまでも人事院勧告の中では官民の較差がそれだけあるということでありまして、私どもその人事院勧告の趣旨に基づきまして減額をするというものでありまして、当然ながら地域経済に与えるという部分はあるのかと思っております。人事院勧告に従った結果ということでご理解を願いたいと思っております。

以上です。

〔「使えるんですね。ほかに使えるわけ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（齋藤英夫君） だと思えます。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第175号についての質疑を終結いたします。

議案第176号 真野小学校校舎改築（建築）工事請負契約の変更についての質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） ちょっと聞かせてほしいのですけれども、6,000万ほどの増額なのですけれども、理由のところ、高強度鉄筋の使用に伴う鉄筋工事の増額とベランダ手すりの形状変更に伴う金属工事の増額、あとウレタンの吹きつけの追加に伴う内外装工事の増額、その他となっているのですけれども、高強度の鉄筋使用に伴う鉄筋工事の増額みたいなものというのは、1回目の変更契約、平成20年の11月5日のときの建築基準法の改正に伴う構造計算の見直しによって躯体に係る変更が生じたときの増額したときに、この時点でもうわかっていることではないかなと思うのです。仕様書等書かれていることではない



かなと思うのです、普通で考えると。それがここへ来て改めて高強度の鉄筋使う増額というのの意味がちょっと私はよくわからないのですけれども、その説明とベランダの手すりの形状変更しなければならなかった理由というのをちょっとお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

高強度の鉄筋の件ですが、第1回目の変更には計算しなくて、今回の変更の対象としていただいたというものでございます。

あと、ベランダの手すりの件ですが、児童の学校内での活動における一環の安全性を考慮して、手すりの上に設計されていた握り棒を取り払うことによって、簡易に乗り越えられない形状に改善したものであります。このことにより、手すりの壁の上にアルミ製のかまぼこの笠木を設置したことで、握り棒との差額が変更増としてなったということでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） ちょっとベランダのほうは、もともとあったのをとり……

〔「棒から……」と呼ぶ者あり〕

○11番（中川隆一君） 棒から別なものに、形状のものにかえた。それは、何となくわかったような、わからぬようなのですけれども、鉄筋については今回というのですけれども、前回見直したときに構造計算やって、これでいいですよという設計されておるわけだから、改めて高強度のものにしなくてもよかったということなのではないの、普通に考えると。高強度の鉄筋を使わなければならないのであれば、当初の構造計算のときに、くいの本数とか、そういう柱のあれとか、全部見直しをかけておるわけですよ。強度については、構造計算のあれで。そのときの設計しておるわけだから、改めて高強度のものを使わなければならないのであれば、そのときに最初から織り込んであればいいだけの話で、それを、逆に言うと、そのとき、これでいいですよと強度クリアされておるのに、さらに改めて高強度のものを使うということなの。それは、はっきり言って無駄なのではないの。それしなくても、もう構造計算上はクリアされておるのであれば、改めて使わなくていいのではないのでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

児玉学校教育課長。

○学校教育課長（児玉 功君） お答えいたします。

第1回目の変更のときに、確かに高強度鉄筋というものが設計書の中に積算されておりました。それを変更契約の中で本来は織り込んで変更すべきところでありましたけれども、そここのところについて私ども乗せることができなかつたものですから、このような形で今回やらせていただいたということをお願いしたいところであります。

○議長（竹内道廣君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 児玉課長の話だと、そうすると一番最初の平成20年11月5日のときの設計書の中にはもう入って、含まれておったのだけれども、このとき5,800万増額しておるわけですよ。設計書に入

っておったのだけれども、その部分をこの5,800万の中に入れていなかったというか、完全にそれはそちらのミスなのでしょうけれども、入れ損ねておったわけだ。それを一番最後に今回、入れていなかったのを見ますよという理解でいいのかな、そうすると。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

お見込みのとおりです。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 簡単に、お見込みのとおりと言われると困るのだよ、こっちも。それでは、これは建設課から出てきて、詳細説明をしていただかなければならぬと思うのです。教育委員会ではだめだと思っておりますが、これは、建設課、説明してください。何でそんなばかなことが行われるのか。最初からわかっておったのでしょうか。そうだったら、これ業者も迷惑千万なのだよな。途中から変更されて。この辺の経過をもうちょっと設計その他を進める立場でご説明を願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊正人君） お答えいたします。

本来であれば、例えばくい構造計算上で変更が生じた場合、その都度設計変更して、議会の承認事項の金額に達した場合には皆さん方の承諾を得なければならないという手続を踏まなければならないというふうに思っておりますけれども、当初のほうでございましたので、まとめて設計変更をせざるを得なかったという内容のものでございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） もう12月議会を目前にしての契約変更ですよ。そして、臨時会でもあったから、よかったようなものの、臨時会がなかったらどうするつもりだったのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

今回の臨時会がなかった場合には、この件だけでも臨時会を開いてもらうつもりでございました。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 苦しい答弁のうちにはわかるけれども、こんなわけのわからぬことをやっておると困るのです。以後注意をしてください、こういうことについて。もう一度答弁を願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

今後このようなことのないように、変更が出た場合には早目に契約をするようにいたします。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 一言聞きますが、今の議論を聞いていますと、あれから第1回目の変更があったと

きに、先ほどの答弁だと、既に今回提案されている変更額についての内容は承知しておったというようなことを言っているわけで、そうであれば、当然そこでやるべきであったと私は思います。それから、金額を見ても、これは当初が6億9,300万、これは19年ですか。その後、先ほどの建築基準法の改正によって構造強化をしなければいかぬと、これはどうしてもやらなければいかぬということだと思えます。私は素人なりに思っていますが、それをやったときにこれがやれたと、こういう話では、そのときに当然やるべきであったと思えます。そして、この金額は17%です、比較して増額されるものは、通常こんなことはないのではありませんか。そういう意味では、設計監理上にやっぱりずさんだという批判されてもしょうがないのだと私は思っています。いかがです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本教育次長。

○教育次長（山本充彦君） お答えいたします。

当初の金額よりも確かに17.1%というふうに大幅に伸びております。これについては、構造計算書の適正化の判定等によってコンクリートの量がふえたとか、くいの量がふえたとか、鉄筋の量がふえたというようなことが多くありますし、また当初よりも、工期の途中で西三川小学校の統合を考えなければならなくなったということで、下足の箱の増とか、各教室の子供の教材道具を入れる棚の増、それと学校等の要望もありまして、それで金額が大きくなったというふうに理解してもらいたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） この変更の状況の経過を聞きますと、一般市民は、これは何だろうと、こういう思いがするだろうと思います。私も正直なところ、これ特に後段の部分の今回の変更なんかについてはやっぱりむしろ私は業者の言いなりになっておるのではないかと、こういう思いがします。恐らく住民の方もそういう思いする人おるのだと思います。これだけ大きな変更が次々としなければいかぬというのはどういうことになっておるのだと、こういう思いがしました。もう少しきちんと説明がつくような格好でのやり方でやるべきだと、こういうふうに思っています。そのことだけ申し上げておきたい。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第176号についての質疑を終結いたします。

議案第177号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） これ全部一括でよろしいですか。

○議長（竹内道廣君） はい、一括です。

○4番（白杵克身君） それではまず、歳入についてお伺いしたいのですが、11ページの地域活性化・経済危機対策臨時交付金増と、これ補助金の項に上がっておるわけなのですが、これがインフルエンザに充当されておるわけなのですが、接種に、歳出では、これが地域活性、経済危機という概念からするとちょっと違和感を感じるので、その辺についてちょっと考え方をお聞きしたい。

それから、歳出ですが、43ページの災害復旧です。漁港災害単独、補助とあるようですが、全部で工事

請負費が5億9,900万余りありますが、どこの漁港で、箇所数等がどうなっておるのか、その辺をお伺い  
いたしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

まず、臨時交付金をなぜインフルに充てたかということでございますけれども、前回の臨時のこの交付  
金については、5月に補正した以降について1億、残がございまして、その使い道、今回協議したわけ  
ですが、これをインフルに充てていいかどうか、議論を行ったのですが、結果的に差し支えないだろうとい  
う判断のもとに充てさせていただきました。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

服部農林水産課長。

○農林水産課長（服部幸一君） お答えいたします。

漁港施設単独災害復旧事業でございますが、これにつきましては3漁港で4件でございます。あと、漁  
港施設災害復旧工事につきましては3漁港の4件でございます。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（服部幸一君） 失礼しました。機械借り上げにつきましては……

〔「そのことまでは要らん。工事やる箇所数と漁港名だけ」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（服部幸一君） 漁港につきましては、北小浦……

〔「単独災害」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（服部幸一君） はい、単独災害でございます。北小浦、それから黒姫、それから和木。

〔「補助のほうも同じ。今単独だから」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（服部幸一君） 補助につきましては、北小浦1件でございます。

〔「のみ」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（服部幸一君） はい。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 先ほどの地域活性化の関りの緊急経済対策の交付金は、内部で検討して、そこでい  
いだろうという結論に達したという話なのですが、これは国の交付基準に照らしても差しさわりが  
ないものか、その辺の確認はされたかどうか、その1点だけお伺いしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えをいたします。

この地域活性化・経済危機対策臨時交付金の趣旨は、まさに地域の実情に応じたきめ細やかな施策を積  
極的に実施できるようにというふうな要綱上もなっております。それで、我々は5月の臨時議会のときに

経済対策ということで3つのテーマで掲げてやりました。1つが地域活性化、それから安全、安心、それから将来への投資という3つのテーマで経済対策をやらせていただいたということになります。したがって、今回のインフルエンザの件につきましては2つ目の安全、安心の地域づくりという中で、地域の実情に応じたきめ細やかな施策をするという流れでやらせていただいたという形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 同じところでありますが、危機対策の臨時交付金が使えるかどうかについては、事務通達も出ていて、新型インフルエンザにも充当できるというのは6月の時点で出ていますから、私はそれは問題ないと思うのですが、1つ教えていただきたいのは、歳入の部分で今回経済危機対策の臨時交付金が増ということになっていますよね。今テレビとかで、予算執行だとか、事業仕分けだとか言われている中で、5月に上乗せをされて、この6,200万円が増になってきたという理解なのかどうか、お尋ねをしたいのが1点であります。

2点目は、歳出のほうで新型インフルエンザに伴う予防接種、あるいは負担の軽減措置、新聞でも報道されて、全県的にも大分進んでいるなということで高い評価を受けているように思っておりますが、市が示した資料で見ますと、ワクチンの優先接種対象者のうち、65歳は2万3,440人いるのだが、対象にならない人が1万6,408人出るということになりますよね。どうして65歳以上の方を外したのか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

まず、今回の数字の増につきましては、当初の決定額が17億5,921万9,000円でございました。ところが、5月の段階ではそのうち1億21万9,000円を保留財源として、秋以降の経済対策に充てたいということで予算計上は行っておりませんでした。今回そのうち6,200万を予算計上させていただくと、そういうものでございます。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

65歳以上をなぜ対象としなかったというところでございますが、今回の助成対象者は重症化の高い世代という考えでございます。重症化リスクの高いというところで、子育て世代の負担軽減を重点にさせていただいたということでございます。65歳以上については、季節性のインフルエンザにつきましては前回少し下げさせていただきまして、そちらのほうで助成をさせていただいているというところもかんがみまして、そういうことにさせていただきました。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 新型インフルエンザの点では連日ニュースになっていますが、さまざまな情報が流れている中で、正しい情報と正しい対応が必要だと思うのです。それが1つ。もう一つは、いざという

きにどういうふうに対応するかということで、安心して無料でもかかれるというのが1つ大きなポイントだろうと思うのですが、先ほど、今部長言いましたが、例えば11月4日時点で国が死亡例を発表していますよね。47件中18人が60歳以上ということになっています。一番新しいもので。つまり全体の約4割が、死亡事例だけでいうと4割が60歳代以上ということになっていますから、そういった点では私はやるべきではなかったかと思うのです。例えば私の計算ですと1万6,408人が対象とならないですから、皆さん方のパーセントの70%を掛けると、約4,000万あるとできる。先ほど人勸で7,000万でしたから、それそっくり充てても、私はおつりが来るのだろうというふうに思うのです。しかも、70%受けるとも限りませんし、今回のインフルエンザのやつ、全部使うとも限らないというふうに私は思っています。その辺いかがでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木福祉保健部長。

○福祉保健部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

先ほど議員が示されたところでございますが、たしか60歳以上、11月4日時点の死亡者の内訳というところで60歳以上が12人、80歳以上が5名というような数字が出ているのですが、これにつきましてはお亡くなりになられた方すべてが基礎疾患を有する方ということでございまして、今回の接種対象には基礎疾患の方は助成する方向で考えていますので、そのような方向で今考えております。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） カウントの違いがありまして、私も今数えたのですけれども、私、60歳以上であれしましたが、同じ資料を見ているのだと思うのですが。それと、もう一つは、最近変わったのは接種回数、接種の回数変わりましたよね。皆さん方の計算は、2回の接種回数でやっているのです。そういう意味でいうと、この予算を振り分けても、私は十分対応、65歳以上の方も安心してかかれるのではないかと思うのですが、その辺は検討しましたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

川上健康推進課長。

○健康推進課長（川上博司君） お答えします。

11月11日に接種回数の変更がございました。それまでは、13歳未満の方が2回、それ以外の方は状況を見ながら変更するというふうなことになっておりました。今回高校生以下の方が2回、それ以外の方は1回というふうになりました。当初の計算からしますと、1,000万程度は回数変更によって出てくるのかなというふうに思っております。

〔「65歳も1回」と呼ぶ者あり〕

○健康推進課長（川上博司君） 1回です。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） まず、大まかなところから聞きたいのですけれども、その前に、たしか市長の議案説明のときに、歳入歳出の総額466億7,000万というのを466万と言われていたような気がするのです。もし間違っていたら訂正してほしいと思います。（当該箇所修文済）

そこで、今回6億9,852万の歳入歳出の追加があったのですけれども、まず7ページの例えば国庫負担

金 5 億4,200万とか、県支出金が4,752万とか、それから市債が 1 億2,950万というのがあるのですけれども、この支出金がどこに、どういうふうな形に歳出に入っていくのかということ、大ざっぱな説明をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 数字の間違いの件ですが、確認して、後で必要があれば直しておきますので。（当該箇所修文済）

答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

今ほどの歳入の款と申しますか、分担金及び負担金以降の内訳でございますが、まず分担金及び負担金の内訳については、11ページをごらんいただくと、そこに記載してございますが、これは災害経費に係る分担金、農地農業用施設災害復旧事業の分担金でございます。

国の支出金については、漁港災害の分並びに地域活性化臨時交付金の分です。

それから、県支出金につきましては、新型インフルエンザの予防接種事業の補助金と農地農業用施設の災害の事業の補助金でございます。

それから、19款の繰入金につきましては、財源調整の関係の財政調整基金の繰入金の補正減ということなんです。

それから、市債につきましては、これはすべて今回の台風等によります災害復旧事業に係ります事業のための起債を起こすためのものがございます。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） そこで、23ページの予防費のところ、先ほどからも質問ありましたけれども、新型インフルエンザ対策のところでお聞きしますけれども、この新型インフルエンザ対策のところに予防接種事業として新型インフルエンザ予防接種事業補助金5,603万3,000円とありまして、その下に、また一番下に新型インフルエンザ予防接種事業補助金、これは経済対策ということで5,683万9,000円が上がっておりますけれども、まずこれ同じ名称ですよ、全く。新型インフルエンザ予防接種事業補助金。この金額によって接種対象が分けられているのかどうかということ、先ほど年齢のこともありましたけれども、そのことをお聞きしたいのですけれども。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

川上健康推進課長。

○健康推進課長（川上博司君） お答えします。

説明欄にございます補助金というのが接種を希望された方に対する助成金ということでの記述になっております。上のほうの予防接種事業につきましては国、県の補助が伴うものがございますし、下のほうの事業につきましては市の単独事業というふうで記載してございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この新型インフルエンザ、マスコミ等々でいつもいつも広く取り上げられているところですが、これは厚生省からのいろいろ指導もありますから、それにのっとってやるのはしかる

べきことだと思うのですけれども、やっぱり異常な形で過敏になっているのです。新型インフルエンザよりも季節性の普通のインフルエンザで死ぬ人のほうがずっと多いと。今新型で亡くなっている方がたしか70人前後ですか。厚生省の発表では、800万を超えて、900万、1,000万人ぐらい罹患率があると。そうすると、最初0.4%の死亡率と言っている、致死率という、三、四万人以上がもう死んでいなければいかぬですけれども、実際は70人前後で、ざっと見て10万人に1人以下です。10万人に1人以下。佐渡6万5,000人ですけれども。そういう状況であって、私は何が言いたいかという、ほかの病気をなおざりにしてもらっては困るということをお願いしたいのですけれども、例えば結核で亡くなっている方は新潟県では毎年50人前後あるし、病気ではないですけれども、自殺なんかされる人だと五、六百人が新潟県だけであると思うのです。ですから、余りにもマスコミに振り回されて、診療所の、医院の窓口が混乱するような形の呼びかけはやめてほしい。先ほど65歳以上云々というのあったのですけれども、そういう方たちでもあれば、希望すれば対象として補助をすることも考えてほしいし、現に今厚生省が間違ってきたのは大型ボトル、10ccの大型ボトルを出していたら診療所で余ってしまうと、使い切れない。そうすると、怖いのは注射の使い回しとかでまたC型肝炎みたいになるのもかなわないのですので、そういう指導も広報もしっかりやってもらって、決して窓口で、この間も都会のほうですと、夜の9時、10時に行ったら3時間待たされて、12時回ってから診てもらったというようなこともありますので、しっかりした情報、正しい情報をとにかく入れるような形でやってほしいと思います。答弁要りません。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第177号についての質疑を終結いたします。

議案第178号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第178号についての質疑を終結いたします。

議案第179号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第179号についての質疑を終結いたします。

議案第180号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第180号についての質疑を終結いたします。

議案第181号 平成21年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。



議案第181号についての質疑を終結いたします。

議案第182号 平成21年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第182号についての質疑を終結いたします。

議案第183号 平成21年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第183号についての質疑を終結いたします。

議案第184号 平成21年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第184号についての質疑を終結いたします。

議案第185号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第185号についての質疑を終結いたします。

議案第186号 平成21年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第186号についての質疑を終結いたします。

議案第187号 平成21年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第187号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第171号から議案第187号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

委員会審査のため、暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

---

午後 4時57分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第171号から議案第177号まで、議案第183号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第178号から議案第180号まで、議案第184号から議案第186号まで

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第181号、議案第182号、議案第187号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 総務文教常任委員会の委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第171号 佐渡市長の給与の減額に関する条例の制定について。本案は、平成21年12月1日から平成22年2月28日までの間における市長の給料月額を佐渡市特別職の職員の給与に関する条例第3条に規定する額から10分の1に当たる額を減じた額とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第172号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人事院勧告を踏まえ、議会議員の本年12月の期末手当支給月数を0.1月、翌年6月の支給月数を0.15月引き下げるために関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第173号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人事院勧告を踏まえ、特別職の本年12月の期末手当支給月数を0.1月、翌年度6月の支給月数を0.15月引き下げるために関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第174号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、人事院勧告を踏まえ、教育長の本年12月の期末手当支給月数を0.1月、翌年度6月の支給月数を0.15月引き下げるために関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第175号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、人事院勧告を踏まえ、本年12月から医師及び若年層を除く給料表の引き下げ及び自宅に係る住居手当の廃止、12月の期末手当等の支給月数を0.15月引き下げ、翌年度については6月の期末手当等の支給月数を0.2月引き下げ、一月60時間を超える時間外勤務手当に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、その引き上げ分の手当の支給にかえて勤務することを要しない日または時間を指定できる制度を新設するために関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第176号 真野小学校校舎改築（建築）工事請負契約の変更について。本案は、真野小学校校舎改

築に係る工事請負費について、契約金額に変更が生じたので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本案の契約変更に係る原因の一つは、設計業者の瑕疵によるものがあり、その責任は重大である。よって、今後設計業者の選定に当たっては、同じような事項が生じないようにするべきである。もう一つは、基本、実施設計の段階で学校及び教育委員会の綿密な協議不足が原因であったことを踏まえ、今後は十分なる協議を行い、安易な工事変更が生じることのないようにすること。

議案第177号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ6億9,852万円を追加し、予算総額を466億7,565万8,000円とするものであります。補正内容は、人事院勧告を踏まえた人件費の減額、新型インフルエンザ予防接種事業及び10月の台風18号被害に係る災害復旧費の増額であります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。市民厚生常任委員会のを申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費中、新型インフルエンザ予防接種事業（経済対策）について。当市の高齢化の状況を考慮し、65歳以上のすべての者について予算措置されるよう検討されたい。

議案第183号 平成21年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ46万9,000円を減額し、予算総額を2億3,362万8,000円とするものであります。補正内容は、人事院勧告を踏まえた人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

議案第176号 真野小学校校舎改築（建築）工事請負契約の変更についてに対する質疑の通告がありますので、加賀博昭君の発言を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 深刻な状況を踏まえて、委員長に質問をいたします。

委員長は、議案176号については、本契約変更に係る原因の一つは設計業者の瑕疵によるものであり、その責任は重大である。次に、基本、実施設計の段階で学校及び教育委員会の綿密な協議不足が原因であったことを踏まえ、今後安易な工事変更が生じることがないようにすることと、こういうふうになっています。これは、市民の側からすれば、よって否決すべきであると、こうならなければならぬです。意見をつけて、通してやると、こういうことなのです。

そこで、改めて申し上げたいのですが、この工事というのはもともとは6億9,000万円であったものでございます。それが8億なんなんとする変更でありますから、実に17%という変更であります。こんなことが許されていいわけがない。

そこで、お聞きしたい。まず、契約変更の責任の所在については、今ほど2つのことが提起されております。1つは設計監理上の責任、もう一つは教育委員会のこれに対する綿密な検討が怠ったと。さて、そこでお尋ねしますが、委員長報告は、まず第一義的には設計業者の瑕疵によるものであり、責任は重大で

あると、こう言っておるのです。そこで、皆さんは今後どのようにするというのを聞いて、どのような答弁をいただいておりますのか。少なくともこんな業者は以後ペナルティーによって、当分の間、入札には参加させない、そのぐらいの私は行政側の決意が開陳されて当然であると思うのだが、まずこの点について委員長にお尋ねをいたします。どのようなやりとりがあったのか、その結果どのような決定的な答弁があったのか。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） これ3点ほどありますが、個々にというよりは、全部関連がございますので、そういうふうの説明、その中で関連づけての説明になりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

まず、設計業者のほうの関係でございますが、これについては設計図書にはあっても積算漏れが2点くらいあったというようなことでございます。具体的には高強度の補強鉄筋の追加の関係、それから建物の断熱性を高めるための発泡硬質ウレタン、これの吹きつけが積算漏れになっておったということでございます。

それから、市側でございますが、当初設計、実施設計、請負契約をした後にいろいろな工事の追加をいたしております。そういうことでございまして、市の側にもこの辺がよく綿密に、設計監理業者ともそうですが、業者とも綿密な連絡、意思疎通が欠けておったというようなことでこういう問題が生じたということで、市の責任もある程度は免れないものだというふうに考えております。

そこで、これを可決するに当たりまして、可決前に特に山本次長のほうから発言を求められまして、こういう委員会でもいろいろ指摘されたことについて、今後はこういうことのないように十分意思疎通を図って、緊密な連絡をとりながら、こういうことの二度と起きないように対処したい、こういう内容でございました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 私は、もっと厳しいことを聞いておるのです。こんなものを1遍の指摘だけで終わらせてはならない。今委員長から改めて聞けば、設計側の積算漏れ、ウレタン積算の漏れという。当然業者から始末書をとらねばならぬ事件だと私は思うのです。これは、市長よく聞いておいてほしいのです。これは、私が何でこういう質問をするかという、これは高野市政に対する業者のなめてかかった姿勢なのだと思っております。こんな17%も増嵩を生んで、それが平気で通るなんていうことになったら、これは私が市長なら、これは我慢できません。はっきりと始末書をとれと言いますが、そういう指摘があったのかなかったのか。それから、やっぱりこういう業者には厳しいペナルティーをかける必要がある。私は、少なくとも向こう5年間ぐらいは指名停止、そういうことがあってしかるべしだと思っております。その点について、委員会では指摘があったのかなかったのか。そして、それに対する答弁があったのかなかったのか。そう聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 設計業者の瑕疵にかかわる部分でございますが、これにつきまして  
は委員会審査の中で、今加賀議員から指摘されたような意見も当然出ました。そういうことも踏まえま  
して、それも一つの選択肢の一つということでありまして、これは執行部においてやっぱり決定されるべき  
ものであると思っておりますが、委員会ではそういうことを踏まえ、また市側の増工、増工というようなこと、  
それから発注に当たっての綿密な学校も含めた協議が十分なされていないというようなこともあったもの  
ですから、瑕疵のあるというような表現にさせていただきまして、当然指名停止というような話もありま  
したが、それ以上のことについては執行部のほうからご判断いただくことになるのだろうと、こういうふ  
うに思っております。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 委員会では、指名停止というようなことは意見としてはあったが、しかしそれに対  
する明快な回答はない。これは、もうそんなことで終わらせられる事件ではない。よって、12月議会の一  
般質問でこれはきっちり決着を私はずけたいと思っている。それが佐渡市の体面を守る道だと思っ  
ています。単に山本教育次長の顔色を見て、これで勘弁してやるなどという事件ではない。今委員長の答弁では、そ  
ういう指摘はあったけれども、そういう厳しい業者に対するペナルティーはやりませうというような明快な  
答弁はなかったということでございますから、改めて12月の一般質問にこれを通告するということ  
を予告しておきます。このままで終わらせたら、市民は怒ります、議会に対して。何をやっておるのだと。  
17%も設計変更増嵩をされながら、議会はそれに対して何ら有効な手を打てなかったということになれば、こ  
れは議会に対する批判も甘んじて受けなければならぬと思うのです。

そこで、委員長、最後の質問ですが、多少とも、あなた今答弁しなかったけれども、何かそういうよう  
な含みを持った答弁があったのかどうか、改めて聞きます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 教育委員会が退席した後に意見をつけたということでございませ  
うので、特に執行部側から指名停止にかかわることについての発言はとっておりません。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。  
本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第178号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第179号 平成21年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第180号 平成21年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第184号 平成21年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について、議案第185号 平成21年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について、議案第186号 平成21年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について。以上6議案は、いずれも人事院勧告を踏まえて職員の給与費等を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） この後の産建委員会でもこのような形の委員長報告を出そうとしておりました。これは、全く市民に対して失礼な委員長報告で、何を書いているのかわからない。これならめくら判押したと同じで、国会の委員長報告、県議会の委員長報告も、その質疑の主な内容を付して委員長が報告するところまでいっているし、恐らく地方主権になれば地方議会もそのような報告を、もっと詳しい報告をしなければならぬ方向に向かっているときに、このような報告はいかがなものかと思うので、ぜひ議運等で検討していただきたい。

また、総文の176号についても、数字が問題なのに、委員長報告にその肝心の問題になった数字を報告されていないということは、これも市民に対する委員長報告としてはいかがなものかと思う。とかく何か数字を入れたがらない事務局の今回の臨時議会の委員長報告の委員長に対する補助的な仕掛けがあったので、これは全く地方主権に逆行していると思うので、ぜひとも議運等で今後の委員長報告のあり方についてご検討願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 12月議会に向けまして、休会中に議運協議をお願いして、あり方論をぜひ議論したいと思いますので、ご了承願います。

質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告

します。

議案第181号 平成21年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ108万9,000円を減額し、予算総額を18億6,305万2,000円とするものであります。補正予算の内容は、人事院勧告を踏まえて職員の給与費等を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第182号 平成21年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ161万6,000円を減額し、予算総額を45億4,759万9,000円とするものであります。補正予算の内容は、人事院勧告を踏まえて職員の給与費等を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第187号 平成21年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本予算案は、人事院勧告を踏まえて職員の給与費等を減額するもので、収益的支出について、既決予定額を103万2,000円減額し、支出総額を10億7,951万7,000円とするものであります。一方、資本的支出について、既決予定額を16万円減額し、支出総額を15億4,066万4,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成21年第6回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時23分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年11月19日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 臼 杵 克 身

署 名 議 員      金   田   淳   一